

第84号議案

神戸市火災予防条例及び神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保
のための自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例及び神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のた
めの自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例及び神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保
のための自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例

(火災予防条例の一部改正)

第1条 神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改
正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格(産業標準化法(昭和24
年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)」に改める。

第22条の見出し中「電熱を利用」を「電気を熱源と」に改める。

第30条の5第1項第1号中「標示温度」を「閉鎖型スプリンクラーヘッドの
技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第12条に規定する標示
温度」に、「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同項第3号を同
項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に
供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項若
しくは第3項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例
により設置した特定小規模施設用自動火災報知設備

第31条の3第2項第9号ア及びオ中「漏洩」を「漏^{えい}えい」に改める。

第36条第1項中「その部分が」の次に「消防長が定める」を加える。

第49条の4第1項中「第9号」を「第11号」に、「住戸及び共用部分に住戸
用自動火災報知設備(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有
する消防の用に供する設備等に関する省令第2条第15号に規定する住戸用自動
火災報知設備をいう。)」を「消防長が指定する自動火災報知設備等」に改める。

第50条の3第1項第2号中「さける」を「避ける」に、「漏洩」を「漏えい」に改める。

第50条の4の2第2項中「消防用設備等」の次に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第50条の5を次のように改める。

第50条の5 削除

第50条の9中「第2条第6項」を「第2条第12項」に改める。

第50条の10の3を次のように改める。

第50条の10の3 削除

第50条の11第1項中「ろうえい」を「漏えい」に改める。

第50条の16第2項中「高齢者，身体不自由者等」を「高齢者，障害者，児童その他の非常時において特に援護を必要とする者（次項において「要援護者」という。）」に改め，同条第3項中「高齢者，身体不自由者等」を「要援護者」に改める。

第51条の3を次のように改める。

第51条の3 削除

第52条第1項第1号を次のように改める。

(1) 消防長が指定する消防用設備等のうち，天井裏に配管された部分

第52条第2項中「消防用設備等」の次に「及び特殊消防用設備等」を加える。

第53条第16号中「ネオン管燈設備」を「ネオン管灯設備」に改める。

第54条第1項第2号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定による許可を受けたもの」に改める。

（市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例（平成14年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格」を「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1

項に規定する日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市火災予防条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）

2 略

(電熱を利用する器具)

電気を熱源と

第22条 略

(設置の免除)

第30条の5 第30条の2の規定にかかわらず、第30条の3第1号に掲げる住宅の部分であつて、次に掲げる設備の有効範囲内のものは、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) 令第12条若しくは令第21条に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）又は自動火災報知設備

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）
第12条に規定する標示温度 種別
が1種

(2) 略

(3) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項若しくは第3項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した特定小規模施設用自動火災報知

—
(3) 略

2 略

(少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等)

第31条の3 略

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行った場合において漏洩^{えい}その他の異常がないものであること。

イ～エ 略

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏洩^{えい}のおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏洩^{えい}を点検することができる措置を講ずること。

カ 略

(消火器具に関する基準)

第36条 令別表第1(5)項及び(12)項イに掲げる防火対象物のうち、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分が _____ 木造建築物の場合には、消火器具をその能力単位の数値が、当該木造建築物の各階ごとの床面積又

設備

(4)

漏えい

漏えい

漏えい

消防長が定める

は延べ面積を50平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

(1)～(4) 略

2, 3 略

(共同住宅及び木造3階建住宅の避難管理等)

第49条の4 令第21条第1項第3号, 第4号又は第9号の規定により自動火災報知設備を設けなければならない共同住宅以外の共同住宅で, 階数が2以上のものを新築, 増築, 改築又は大規模な修繕若しくは模様替えをしようとする者は, 住戸及び共用部分に住戸用自動火災報知設備(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条第15号に規定する住戸用自動火災報知設備をいう。)を設けるよう努めなければならない。

2 略

(圧縮アセチレンガス等高圧ガス容器の管理)

第50条の3 圧縮アセチレンガス, 液化ガス等の高圧ガス容器は, 次の各号により管理しなければならない。

(1) 略

(2) 日光の直射をさけるとともに, バルブ類の折損等による漏洩を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 略

2 略

(防災センターの設置等)

第50条の4の2 略

2 防災センターにおいては, 消防用設備等

第11号

消防長が指定する

自動火災報知設備等

避ける

漏えい

_____の監視，操作等を集
中して行わなければならない。

3 略

(高圧ガスを販売する事業者の責務)

第50条の5 圧縮アセチレンガス，液化石油ガ
ス等の高圧ガスを販売する事業者は，販売に
係る高圧ガスの安全取扱い等に関する指導を
行い，火災予防の徹底を期さなければなら
ない。

(ガス遮断弁の設置場所)

第50条の9 市場，マーケットその他の集合店
舗又は道路に面して設けられた連続店舗で，
その床面積の合計が1,000平方メートル以上の
ものの関係者及びガス事業者（ガス事業法
（昭和29年法律第51号）第2条第6項に規定
するガス事業者及び液化石油ガスの保安の確
保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年
法律第149号）第6条第1項に規定する液化石
油ガス販売事業者をいう。）は，ガス遮断弁^し
（各戸の引込口に設けるものに限る。）を，火
災，地震その他の災害が発生した際，消防隊
その他消防作業に従事する者が屋外から容易
に操作できる場所に設けるよう努めなければ
ならない。

(消防機関への通報体制に係る届出)

第50条の10の3 防火対象物の管理について権
原を有する者は，自動火災報知設備の発報信
号を遠隔受信した場合に火災確認を行うこと
なく，消防機関へ通報する体制をとろうとす
るときは，あらかじめ，規則で定めるところ
により，その旨を消防長に届け出なければな
らない。

(責務)

第50条の11 市は，この章に規定する市民生活

又は特殊消防用設備等

第50条の5 削除

第2条第12項

第50条の10の3 削除

の安全を確保するため、火災、爆発、危険物のろうえいその他の災害（以下この章において「火災等の災害」という。）に関する生活安全情報を収集し、及び調査するよう努めるものとする。

2, 3 略

（生活の安全の確保）

第50条の16 略

2 市民は、火災等の災害及び人命の危険から高齢者、身体不自由者等を守るため、相互に協力し合い、火災等の災害時及び人命の危険を伴う時には積極的に避難、救護等の援助をするよう努めなければならない。

3 高齢者、身体不自由者等の就寝環境は、できる限り安全に避難できる場所を選び、寝具類は防災性能を有するものを使用する等の火災による人命の危険の防止に努めなければならない。

（高圧ガス安全取扱い指導の届出）

第51条の3 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガスを販売する事業者は、第50条の5に規定する安全取扱い等に関する指導の実施計画をあらかじめ消防長又は消防署長に届け出なければならない。

（防火対象物の部分完成の届出等）

第52条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）を新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え又は用途の変更（以下この条において「新築等」という。）をしようとする者は、次に掲げる部分が完成したときは、その旨を消防長に届け出て、その部分について、消防長の検査を受けなければならない。

漏えい

高齢者、障害者、児童その他の非常時において特に援護を必要とする者（次項において「要援護者」という。）

要援護者

第51条の3 削除

(1) 令第7条第2項第3号に規定するスプリンクラー設備及び同条第6項に規定する連結散水設備のうち天井裏に配管された部分

(2)～(8) 略

2 令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分を新築等をして使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までにその旨を消防長に届け出て、使用開始前に、当該防火対象物又はその部分（法第17条の3の2の規定により、検査を受けることとなる消防用設備等_____を除く。）について、消防長の検査を受けなければならない。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) 略

(16) 設備容量2キロボルトアンペア以上の
ネオン管燈設備

(17) 略

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第54条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

(3)～(7) 略

2 略

(1) 消防長が指定する消防用設備のうち、天井裏に配管された部分

及び特殊消防用設備等

ネオン管燈設備

玩具用煙火及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定による許可を受けたもの

(参考 2)

神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行
等に関する条例 ぬきがき

(現 行)

(粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用の
禁止)

第9条 自動車の保有者(自動車損害賠償保障
法(昭和30年法律第97号)第2条第3項に規
定する保有者をいう。以下同じ。)及び運転者
(他人のために自動車の運転に従事する者を
いう。以下同じ。)は、自動車の運行に伴って
生ずる排出ガスに含まれる粒子状物質又は窒
素酸化物の量を増大させる燃料であって次の
各号のいずれかに該当するものを自動車の燃
料として使用してはならない。

(1) 重油(工業標準化法(昭和24年法律第185
号)第17条第1項に規定する日本工業規格に
適合する重油をいう。次号において同じ。)

(2), (3) 略

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

産業標準化法(昭和24年法律第185
号)第20条第1項に規定する日本産業規格